平成３０年（フ）第２７号
北海道野付郡別海町本別海２番地111
債務者　丸互別海水産株式会社
代表者代表取締役　髙橋　清志
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪原　健弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後２時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成３０年（フ）第９５号
沖縄県那覇市おもろまち１丁目１番25―2501号、住民票上の前住所神奈川県川崎市川崎区港町５番１―601号
債務者　松田　梨沙
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　聖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前11時
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２６号
千葉県館山市八幡556番地　フラッツＴ―15ユノサ102
債務者　金木　　守
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　隆文
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月14日午後４時
6　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第４９号
青森県八戸市大字白銀町字白浜道２番地45
債務者　加賀　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　康雄
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月17日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
愛知県一宮市平和１丁目９番12号
債務者　森　　泰道
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　破産債権の届出期間　平成30年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第８９号
福井県坂井市坂井町長畑第５号21番地３
債務者　手島　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　漆間　圭吾
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１９号
静岡県浜松市西区大平台２丁目30番11号、前住所静岡県浜松市中区山手町13番７号
債務者　兼松　修二
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江間　吉洋
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月25日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２２０号
静岡県浜松市西区大平台２丁目30番11号、前住所静岡県浜松市中区山手町13番７号
債務者　兼松　貴子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江間　吉洋
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月25日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目１番１―1103号　アーバンシティ浜松高丘
債務者　岡本　直樹
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　友浩
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月31日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
長崎県佐世保市八の久保町65番地第２、住民票上の住所長崎県佐世保市八の久保町66番地
債務者　北原　　豊
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末竹彦司郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第２０４号
静岡県焼津市大住431―１　コートジラソーレ西焼津301、旧住所静岡市葵区羽鳥５丁目27番21号
債務者　鈴木　和彦
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２０５号
静岡市葵区池ケ谷東１番１―102号、旧住所静岡市葵区北安東３丁目22番25―302号
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成30年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　　博
4　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０６９号
横浜市鶴見区北寺尾１丁目20番９号
債務者　志水　良輔
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　隆行
4　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１７５号
岐阜県関市富之保4352番地
債務者　土屋　正志
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　静之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月25日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
岐阜地方裁判所